

# 「第5回化粧品開発展[大阪]」 佐賀県ブース出展者 募集要項

佐賀県は、「コスメティック構想」の取り組みとして、コスメティック関連企業が多く集まる展示商談会である「第5回 化粧品開発展[大阪]（以下「展示会」という。）」における佐賀県ブースへの出展者を募集する。

※コスメティック構想：

県内に美と健康に関するコスメティック産業を集積させ、コスメに関連する自然由来原料の供給地となることを目指すもの。

## 1. 展示会概要

- (1) 名称 第5回 化粧品開発展[大阪]
- (2) 会期 令和6年9月25日(水)～27日(金) 10:00～17:00 (3日間)
- (3) 会場 インテックス大阪 5号館(大阪府大阪市住之江区)
- (4) 主催 RX Japan 株式会社
- (5) 過去実績 2023年9月展 出展者数:210社、来場者:12,673人

### 化粧品開発展について

原料、OEM、容器パッケージ、研究機器、販促製品、物流など、化粧品の研究・企画開発に必要なあらゆる製品が一堂に出展する専門展。国内外から多数の化粧品メーカーが来場し、化粧品開発に関する相談・打合せが活発に行われる。

※COSME Week 大阪として、第5回国際化粧品展[大阪]が同時開催

※詳細については、下記ホームページをご覧ください。

<https://www.cosme-week.jp/osaka/ja-jp/about/ci.html>

## 2. 佐賀県ブース概要

- (1) 出展小間数 1小間(6.0m×2.7m)
- (2) 備品・装飾品 商談セット2セット(テーブル2台、椅子8脚)、展示棚6台、ユニットカウンター2台、ごみ箱1台、壁面パネル、社名板、スポットライト100W×8灯、コンセント600W×2  
※商談席1セット以上の設置必須
- (3) 1者当たりの展示スペース及び使用可能備品  
出展者数や打ち合わせスペース、バックヤード等を考慮のうえ、佐賀県ブース1小間で割り当てを決定する。スペース割によっては、他の出展者と展示スペースの面積等が若干異なる可能性がある。

### 3. 募集内容

#### (1) 募集枠

2事業者程度

#### (2) 応募資格

提案は、単独により行うものとし、次に掲げる要件のすべてを満たす者であることを要する。

- ① 県内企業（県内に本店を有する。又は県内に支店を有し県内支店等に勤務する従業員比率が50%以上又は県内支店等に勤務する従業員が50人以上。又は誘致企業。）であること。
- ② 緊急の打合せが必要な時に、迅速に対応できること。
- ③ 会期前日から最終日まで出展ブースにて原則1名の対応者が常駐して商談活動を行うとともに、準備・搬入から搬出まで責任を持って対応できること。
- ④ 共同出展のため展示位置により集客には差異が発生することを了承すること。
- ⑤ 出展ブース内における感染症拡大防止対策を講じることができること。
- ⑥ PL保険（生産物賠償責任保険）に加入済であること。
- ⑦ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- ⑧ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑨ 公募開始の日の6か月前から採択決定の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- ⑩ 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。

#### (3) 出展者負担

- ① ブース負担金：なし

※出展小間料及び基本的な装飾（別紙参照）は本県が準備する。

- ② 共同備品・設備使用代以外で、下記については事業者負担とする。

- ・共同備品・設備以外に発生する個別の追加料金（コンセント追加費、照明追加費等）
- ・感染症対策品（マスク、アルコール消毒液等）
- ・カタログ等自社の販促物品にかかる購入経費
- ・自社展示品等の搬入・搬出に係る費用
- ・出展者の交通費・宿泊費、その他出展にあたり必要な費用

#### 4. 出展者選考

- (1) 申込事業者すべてに対して書類審査を行い、出展者を選考する。
- (2) 選定委員は、選定会において、別表1の「評価基準」に基づき各選定委員の得点を合計し、点数の高いものから、事業の特性等を考慮し決定する。
- (3) 提案に不備がある場合は、該当する評価項目は0点とする。
- (4) 評価基準には、提案内容の水準を確保するため、最低基準点を定める。優秀提案の合計点が評点総計の6割に満たない場合は、再度公募を行うこととする。
- (5) 審査結果はすべての提案者に通知し、SAGAn BEAUTYホームページで公開する。
- (6) 原則として、出展決定後の出展辞退は認めない。やむを得ず出展の辞退を認めた場合でかつ、次点の申込者がある場合は、繰上げて出展決定を行うが、審査基準を満たした申込者に限る。

#### 5. 実施スケジュール(予定)

令和6年6月17日(月曜日)	事業告知・出展申込受付開始
令和6年6月24日(月曜日)正午	質問書提出期限
令和6年6月28日(金曜日)正午	参加資格確認申請書提出期限
令和6年7月5日(金曜日)正午	申込書提出期限(必着・厳守)
令和6年7月8日(月曜日)	書類審査会
令和6年8月中旬	ブースデザイン決定、PR用チラシ等の完成
令和6年9月24日(火曜日)	ブース施工、商品搬入
令和6年9月25日~27日	出展

※出展者決定後、必要に応じて説明会を行う。

#### 6. 質問の受付

当該提案募集の仕様等に関する質問は、質問書に内容を簡潔にまとめ次により提出すること。

- (1) 提出期限 令和6年6月24日(月曜日)正午
- (2) 提出場所 佐賀県ものづくり産業課コスメティック産業推進室
- (3) 提出書類 質問書(様式1)
- (4) 提出方法  
12の問い合わせ先に記載している電子メールアドレスあて提出。(期限内必着)
- (5) 回答  
原則、選定会参加者全員に質問と回答内容を共有する。ただし、質問内容が提案予定の企画に密接に関係するものは、共有しない場合もある。

## 7. 参加資格の確認

本件に参加を希望する者は、参加資格確認申請書に必要事項を記入のうえ、次により提出すること。

- (1) 提出期限 令和6年6月28日(金曜日)正午
- (2) 提出場所 佐賀県ものづくり産業課コスメティック産業推進室
- (3) 提出書類
  - ア 参加資格確認申請書(様式2)
  - イ 会社概要(PDF形式等)
- (4) 提出方法  
12の問い合わせ先に記載している電子メールアドレスあて提出。(期限内必着)

## 8. 申込書提出

- (1) 提出期限 令和6年7月5日(金曜日)正午
- (2) 提出場所 佐賀県ものづくり産業課コスメティック産業推進室
- (3) 提出書類  
「第5回化粧品開発展[大阪]」佐賀県ブース出展申込書(様式3)  
※商品情報については、出展申込時の情報を記載すること。
- (4) 提出方法  
12の問い合わせ先に記載している電子メールあて提出。(期限内必着)

## 9. 失格要件

次のいずれかに該当する場合の提案は無効とする。

- (1) 参加する資格のない者が行った場合
- (2) 不正行為を行なった場合
- (3) 代理人でその資格のない場合
- (4) 提案の重要事項が適切に記述されていない場合
- (5) 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められる場合
- (6) 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した場合

## 10. 参加者に求められる義務

参加者は、提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しない。

## 11. その他

- (1) 公正な審査を妨害する恐れのある、あらゆる行為を禁止する。
- (2) 提案書の提出後の書き換え、差し替え等は認めないものとする。ただし、誤字等の軽微なものは除く。

- (3) 提案に係る経費はすべて参加事業者の負担とする。提出された書類データ等は返却しない。
- (4) 企画に際しては、採択されないことがある点に十分留意し、関係者とトラブルが無いようにすること。
- (5) 個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び佐賀県個人情報保護条例（平成 13 年佐賀県条例第 37 号）に基づき、適切に管理すること。
- (6) 企画提案用に佐賀県から提供されたデータ等は、佐賀県の許可なく当該事業以外の目的で使用してはならない。
- (7) 当該選定会への参加資格確認申請書を提出した後に辞退する場合は、速やかに 12 の問い合わせ先まで連絡するとともに、辞退届（様式 4）を提出すること。

## 12. 書類等提出先及び問い合わせ先

佐賀県産業労働部ものづくり産業課コスメティック産業推進室  
〒840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目 1-59（佐賀県庁新館9階）  
電話:0952-25-7397 FAX:0952-25-7282  
メール:monodukurisangyou@pref.saga.lg.jp